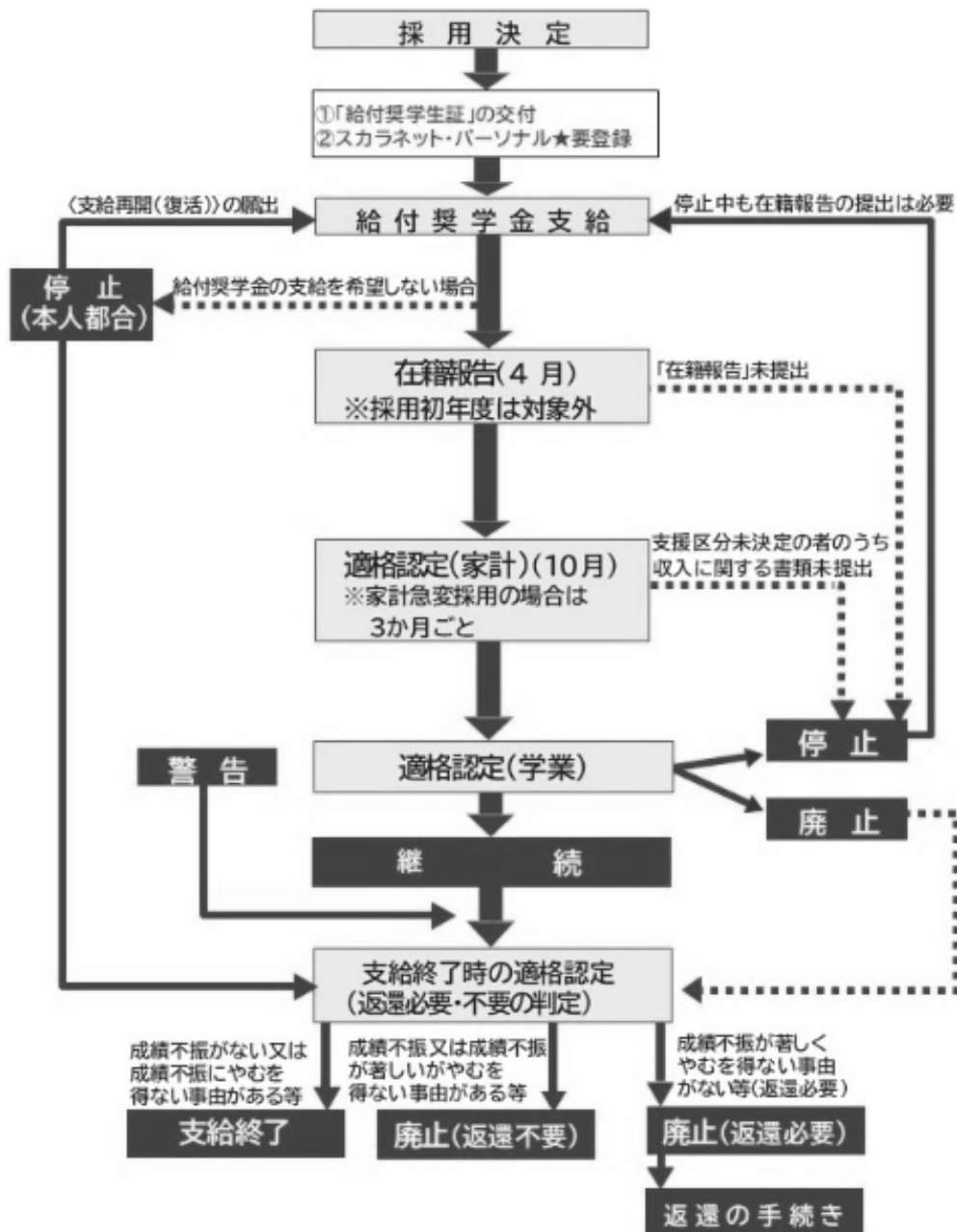


給付奨学生の全体の流れ



1. 給付奨学生として採用されたら、給付奨学生証を受け取る
2. 給付奨学金の支給を受ける人は奨学金振込日（原則、毎月11日）に入金を確認する
3. 毎年1回（4月）、大学等に在籍していることを報告する【**在籍報告（採用初年度を除く）**】
4. 毎年1回（10月）、機構が支援区分の見直しを行い、
10月以降の1年間の支援区分が決定される【**適格認定（家計）**】
5. 毎年1回（学年末）、学校が機構へ学業成績の判定結果を報告する【**適格認定（学業）**】
6. 支給終了（退学等）時に返還の可否を判定される【**支給終了時の適格認定**】

■ 在籍報告 在籍報告の期間等は、大学からK I Uポータルで案内します。

【対象者】 全給付奨学生

【実施時期】 4月

【報告方法】

在籍報告は、スカラネット・パーソナルから「在籍報告」の画面にアクセスし、在籍状況や生計維持者について入力します。

在籍報告で入力された情報は、多子世帯に属しているかどうかの判定にも用いられ、入力がなければ、多子世帯の判定もされません。給付奨学金が0円であっても授業料減免に影響します。

【在籍報告を期限までに報告（入力）しない場合】

定められた期限までにスカラネット・パーソナルからの入力がない場合は、給付奨学金の支給が止まります。追って在籍報告することで支給が再開されますが、支給が止まっていた期間（月数）は、支給予定だった総期間（月数）から減じられる場合があります。減じられた分は支給されません。

*高等教育の修学支援新制度の授業料減免は、給付奨学金と連動しています。

在籍報告を報告（入力）せずに「停止」となった期間は、授業料減免の支援も受けられません。

■ 適格認定（学業等）

【対象者】 全給付奨学生

【実施時期】 学年末

【適格認定（学業）の基準】

認定区分	適格基準
① 廃止	以下のいずれかに該当する場合、「廃止」（打ち切り）となります。 1. 学業成績不振により、修業年限で卒業できないことが確定したこと 2. 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 3. 出席率が6割以下など、学修意欲が著しく低い状況であること 4. 連続して「警告」に該当した場合（ただし、②に該当する場合を除く） ※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、「 <u>廃止（返還必要）</u> 」と認定され、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。
② 停止	以下に該当する場合、「停止」（中断）となります。 2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA等が下位4分の1」のみの場合（ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く）。
③ 警告	以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。給付奨学金の支給は継続します。 1. 修得単位数の合計数が標準単位数の7割以下の場合 2. GPAが学部における下位4分の1の範囲に属すること 3. 出席率が8割以下など、学修意欲が低い状況であると認められること
④ 継続	「廃止」、「停止」、「警告」以外の者

■ 高等教育の修学支援新制度について

授業料減免対象者の認定は、原則、給付奨学金と連動し、適格認定の結果により変更されます。

給付奨学金が「廃止（返還必要）」と認定された場合は、給付奨学金と同様に学年の始期に遡って、減免された授業料の返還を求めます。

■ 給付奨学生のしおり

給付奨学金の支給が始まってから終了するまでの手続きや、留意事項などを記載しています。

